【実施の判断の流れ】

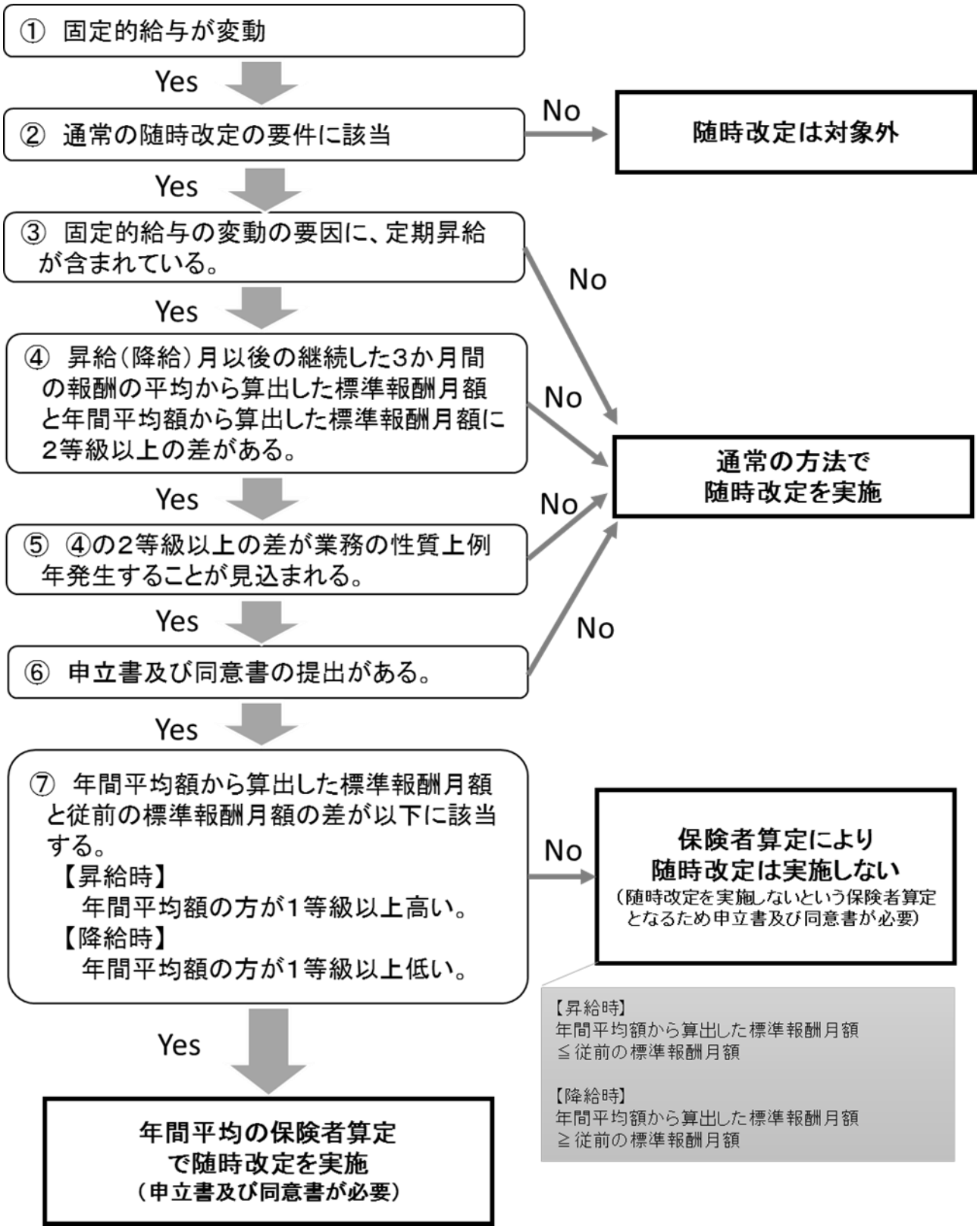
① 固定的給与が変動
Yes
② 通常の随時改定の要件に該当
No
随時改定は対象外
Yes
③ 固定的給与の変動の要因に、定期昇給が含まれている。
No
Yes
④ 昇給（降給）月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額に2等級以上の差がある。
No
Yes
⑤ ④の2等級以上の差が業務の性質上例年発生することが見込まれる。
No
Yes
⑥ 申立書及び同意書の提出がある。
No
通常の方法で
随時改定を実施
Yes
⑦ 年間平均額から算出した標準報酬月額と従前の標準報酬月額の差が以下に該当する。
【昇給時】
年間平均額の方が1等級以上高い。
【降給時】
年間平均額の方が1等級以上低い。
No
保険者算定により
随時改定は実施しない
（随時改定を実施しないという保険者算定となるため申立書及び同意書が必要）
【昇給時】
年間平均額から算出した標準報酬月額
≦従前の標準報酬月額
【降給時】
年間平均額から算出した標準報酬月額
≧従前の標準報酬月額
Yes
年間平均の保険者算定
で随時改定を実施
（申立書及び同意書が必要）